

令和9年度 尾鷲市

入園案内

保育園等

認定こども園





目次

✕教育・保育給付認定の申請について	2ページ
✕保育園等を利用できる基準について （保育を必要とする事由）	3ページ
✕利用者負担額（保育料・副食費）について	4ページ
✕尾鷲市利用者負担額表	5ページ
✕認定こども園、保育園等 施設一覧表	6ページ
✕認定こども園、保育園等について	7ページ
✕保育必要量と保育利用時間について	8ページ
✕認定こども園、保育園等利用案内 Q&A	9～11ページ
✕保育の必要量（保育標準時間・短時間）	12ページ

【お問い合わせ先】

尾鷲市役所 福祉保健課 子育て支援係
（尾鷲市福祉保健センター2階）
TEL：0597-23-8202
FAX：0597-23-3875

教育・保育給付認定の申請について



1 教育・保育給付認定とは？

認定こども園、保育園等を利用の際、入所の決定とは別に、保護者の就労状況などをもとに、利用のための認定（教育・保育利用認定）を受ける必要があります。教育・保育利用認定には、保育の必要性の有無と年齢に応じて、下記の表のとおり「1号認定」「2号認定」「3号認定」の3つの区分が設けられ、認定された区分に応じて利用先の保育園等が決定します。



2 教育・保育給付認定の種類

認定区分	対象者（令和9年4月1日時点）	利用できる施設
1号認定 （教育認定）	満3歳以上で、教育を希望する児童	認定こども園 小規模保育所
2号認定 （保育認定）	満3歳以上で、保育を必要とする児童	認定こども園 保育園 小規模保育所
3号認定 （保育認定）	満3歳未満で、保育を必要とする児童	認定こども園 保育園 小規模保育所

3 認定こども園、保育園等の利用手続きの流れ（新規申込）



- ① 福祉保健課から入園に必要な書類を配布いたします。【10月から】
- ② 「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」に必要事項を記入し就労証明書等の添付書類を添えて福祉保健課に提出してください。【10月中旬から】
- ③ 保育を必要とする要件を審査し、施設の利用調整を行います。【11月～1月頃まで】
- ④ 認定された方には、「支給認定証」と、内定した保育園等の「内定通知書」を送付します。【1月下旬】
※利用者負担額（保育料）については、4月頃に通知いたします。
- ⑤ 入園説明会を開催し、園生活の具体的な説明を行います。【2月上旬】
- ⑥ 入園式【4月上旬】
※入園後は慣らし保育（短縮保育）があります。
期間は、年齢ごとに違いますのでご協力をお願いします。



4 現況届の提出について

認定こども園、保育園等の在園児については、1年に1回、保護者や世帯、就労の状況など、変更の有無や保育の必要性があるか確認するため現況届を提出していただきます。【9月】



保育園等を利用できる基準について（保育を必要とする事由）

保育園等は、仕事や病気などの理由で、ご家庭で保育が困難な場合に乳幼児を保護者に代わって保育（養護と教育が一体となった保育）することを目的とした施設です。

「集団生活を経験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」、「下の子に手がかかる」「遊ぶ場所がない」等の理由では利用できません。

■保育を必要とする事由

事由		入所期間・必要書類
就労	月48時間以上働いている (会社勤務、パート、自営業、内職等)	就学前まで ※ <u>就労証明書</u>
妊娠・出産	妊娠中または出産後の休養が必要である	出産分娩予定日前2ヶ月、 出産後3ヶ月 ※ <u>母子手帳</u> (<u>最長5ヶ月</u>)
疾病・障がい	保護者が、病気やケガまたは心身に障がいがあるため、入院・通院が必要である。 自宅療養中で保育が困難と判断されている	療養を必要としなくなるまで ※ <u>意見書もしくは診断書</u>
介護・看護	親族に、病気やケガまたは心身に障がいのある人がいるため、児童の保護者が常に介護や看護にあたっている	介護、看護期間 ※ <u>意見書など</u>
災害復旧	震災、火災、風水害等で、災害の復旧に関する作業に当たっている	災害復旧まで ※ <u>り災証明書など</u>
求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	3ヶ月以内 ※ <u>ハローワーク受付票</u>
就学	保護者が学校（職業訓練所等における職業訓練を含む）に通学している	学校に通っている期間 ※ <u>在学証明書など</u>
虐待、DV	虐待や配偶者からDVの恐れがあり、児童の安全のために適切な保育が必要である	必要な期間 ※ <u>公的機関が発行する証明書</u>
育児休業中	育児休業を取得する際に、すでに保育園等を利用しているこどもがおり、引き続き利用することが必要である	育児休業期間 ※ <u>就労証明書</u>



利用者負担額（保育料・副食費）について

1 保育料・副食費について

保育料・副食費は、児童の属する世帯の父母、または父母以外の扶養義務者（祖父母等）にかかる「市民税額」に応じて決定されます。

◆ 4月分から8月分の保育料等は、前年度の市民税額で決定します。

◆ 9月分から3月分の保育料等は、当年度の市民税額で決定します。



2 多子世帯の保育料・副食費の軽減について

○基本は、保育園等に在籍している最年長のこどもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子の保育料等は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

○ただし、年収360万円未満相当の世帯のお子様については、年齢制限の撤廃により、小学校1年生以上の「こども」が、第1子の対象となります。

※上記の条件を【**尾鷲市利用者負担額表**】に当てはまると以下のようになります。

◆B階層からD4階層の【ひとり親世帯等以外の世帯】である場合、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

◆B階層からD5階層の【ひとり親世帯等】である場合、第2子以降は無償となります。

◆**ひとり親世帯等**とは以下の条件に当てはまる場合です。

① 母子・父子世帯等

② 在宅障害児（者）のいる世帯

◆ 身体障害者手帳を交付された児（者） ◆ 療育手帳を交付された児（者）

◆ 精神障害者保健手帳を交付された児（者）

◆ 特別児童扶養手当の支給対象児

◆ 国民年金法の障害基礎年金等の受給者

③ その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

※世帯の中に障害基礎年金の受給者の方がいらっしゃいましたらお申し出ください。



3 幼児教育・保育の無償化について

3歳児以上、0～2歳児の住民税非課税世帯については、保育料は無料です。

3歳児以上の無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。（年少児～年長児の期間）

4 給食費（主食費・副食費）について【3歳児以上】

尾鷲市独自の子育て支援施策により、

すべての3歳児以上の給食費（主食費・副食費）を無償とさせていただきます。



尾鷲市利用者負担額表【0～2歳児】

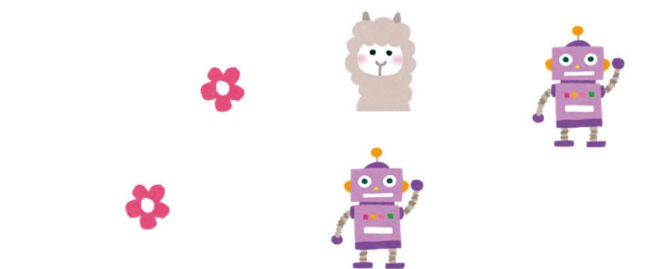
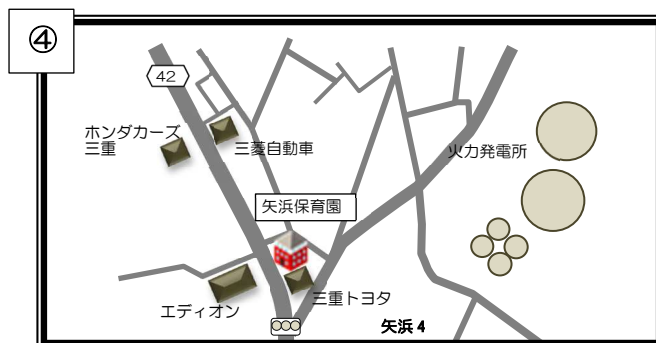
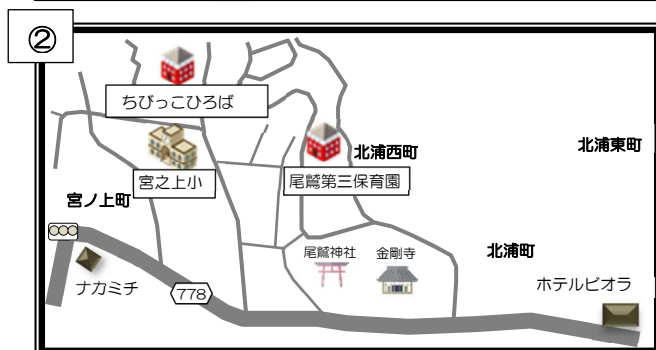
階層 区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額：円）					
	定義			第1子		第2子		第3子	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
A【1】	生活保護法による被保護世帯			0	0	0	0	0	0
B【2】	市民税非課税世帯	B1【2-1】	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		B2【2-2】	ひとり親世帯等 以外の世帯	0	0	0	0	0	0
C1【3】	市民税のうち均等割のみの 課税世帯	C11【3-11】	ひとり親世帯等	5,000	4,900	0	0	0	0
		C12【3-12】	ひとり親世帯等 以外の世帯	12,500	12,200	6,250	6,100	0	0
C2【3】	市民税所得割が 20,000 円未 満の世帯	C21【3-21】	ひとり親世帯等	6,000	5,900	0	0	0	0
		C22【3-22】	ひとり親世帯等 以外の世帯	15,000	14,700	7,500	7,350	0	0
D1【4】	市民税所得割が 20,000 円以 上 25,000 円未満の世帯	D11【4-1】	ひとり親世帯等	7,000	6,900	0	0	0	0
		D12【4-2】	ひとり親世帯等 以外の世帯	17,500	17,200	8,750	8,600	0	0
D2【5】	市民税所得割が 25,000 円以 上 30,000 円未満の世帯	D21【5-1】	ひとり親世帯等	8,000	7,900	0	0	0	0
		D22【5-2】	ひとり親世帯等 以外の世帯	18,500	18,300	9,250	9,150	0	0
D3【6】	市民税所得割が 30,000 円以 上 48,600 円未満の世帯	D31【6-1】	ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0
		D32【6-2】	ひとり親世帯等 以外の世帯	19,500	19,300	9,750	9,650	0	0
D4【7】	市民税所得割が 48,600 円以 上 57,700 円未満の世帯	D41【7-1】	ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0
		D42【7-2】	ひとり親世帯等 以外の世帯	25,000	24,500	12,500	12,250	0	0
D5【8】	市民税所得割が 57,700 円以 上 77,101 円未満の世帯	D51【8-1】	ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0
		D52【8-2】	ひとり親世帯等 以外の世帯	27,500	27,500	13,750	13,750	0	0
D6【9】	市民税所得割が 77,101 円以上 100,000 円未満の世帯			30,000	29,600	15,000	14,800	0	0
D7【10】	市民税所得割が 100,000 円以上 140,000 円未満の世帯			32,500	32,500	16,250	16,250	0	0
D8【11】	市民税所得割が 140,000 円以上 200,000 円未満の世帯			35,000	35,000	17,500	17,500	0	0
D9【12】	市民税所得割が 200,000 円以上 250,000 円未満の世帯			37,500	37,500	18,750	18,750	0	0
D10【13】	市民税所得割が 250,000 円以上 330,000 円未満の世帯			40,000	40,000	20,000	20,000	0	0
D11【14】	市民税所得割が 330,000 円以上 410,000 円未満の世帯			42,500	42,500	21,250	21,250	0	0
D12【15】	市民税所得割が 410,000 円以上の世帯			45,000	45,000	22,500	22,500	0	0

※10 円未満の端数は切り捨てる。

認定こども園、保育園等 施設一覧表



地図	施設名	電話番号	利用定員	対象年齢	利用時間		特別保育
					平日	土曜日	
①	尾鷲第一保育園（私立） （小川西町 14 番 7 号）	22-0936	60	3～5 歳	7:30～19:00	7:30～13:30	延長保育
①	尾鷲乳児保育園（私立） （小川西町 14 番 8 号）	22-4740	55	0～2 歳			0 歳児保育 延長保育 （満 1 歳～利用可）
②	尾鷲第三保育園（私立） （北浦西町 1381 番地 3）	22-0952	45	1～5 歳			障がい児保育 （個別療育）
③	ひのきっここども園（私立） （古戸町 5 番 15 号）	22-4767	65 1 号 10 2.3 号 55	1～5 歳	1 号：8：30 ～15：30 2.3 号：7：30 ～17：30	1 号：8：30 ～13：30 2.3 号：7：30 ～13：30	一時預かり保育 ※未就園児
④	矢浜保育園（私立） （矢浜二丁目 24 番 1 号）	22-6368	30	0～5 歳	7:30～17:30	7:30～13:30	0 歳児保育
⑤	とちのもり保育園（公立） （賀田町 319 番地）	27-2727	19	0～5 歳	1 号：8：30 ～15：30 2.3 号：7：30 ～17：30	1 号：8：30 ～13：30 2.3 号：7：30 ～13：30	0 歳児保育



認定こども園、保育園等について



① 認定こども園とは

認定こども園とは、これまでの保育園や幼稚園のように、保護者が働いているかどうかによって利用を限定されることなく利用できる施設です。保育の利用にあたっては、保護者が就労していること等、保育園と同様の入所条件を満たす必要があります。

入所するこどもへ教育と保育の一体的な提供を行うほか、すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

② 保育園とは

保育園とは、仕事や病気などにより、ご家庭での保育が困難であるお子さまをお預かりするところです。こども同士のふれあいを通して、家庭的な雰囲気の中で子どもたちが楽しく生活しています。また、年齢に応じた保育計画をたて、遊びや食事のなかで日々の保育をしています。

③ 小規模保育事業所とは

小規模保育事業所とは、主に 0 歳児から 2 歳児（3号認定児）を対象とした認可事業所です。少人数で保育を実施するため、家庭的な雰囲気の中で、発達に応じた保育が行われます。

尾鷲市立とちのもり保育園（小規模保育事業所）について

とちのもり保育園では、保育を必要とする3歳児以上（2号認定児）についても、定員の範囲内で受け入れを行います。【保育認定児】

また、保育を必要とする理由がない3歳児以上（1号認定児）については、身近な地域に認定こども園などがない等の場合、定員の範囲内で受け入れを行います。【特別利用地域型保育認定児】

【保育認定児】と【特別利用地域型保育認定児】との違いは次表のとおりです。

	保育認定児		特別利用地域型保育認定児
入所年齢	0 歳児から 2 歳児	3 歳児から 5 歳児	3 歳児から 5 歳児
認定区分	3 号認定児	2 号認定児	1 号認定児（教育標準時間認定） ※保育を必要とする理由がない子
保育時間（平日）	保育標準時間：7 時 30 分～17 時 30 分 保育短時間：7 時 30 分～15 時 30 分		8 時 30 分～15 時 30 分
保育時間（土曜日）	保育標準時間：7 時 30 分～13 時 30 分 保育短時間：7 時 30 分～13 時 30 分		8 時 30 分～13 時 30 分
備考			身近に認定こども園等がない場合 （※原則、賀田小学校区内の方）



保育必要量と保育利用時間について

教育・保育給付認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて【保育必要量】が認定されます。認定された【保育必要量】によって、保育園等を利用できる時間が変わります。

また、認定要件に変更が生じ、保育利用時間の変更が必要となる場合は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。



1. 保育必要量と保育利用時間について

保育必要量の区分	認定要件	保育を利用できる時間
保育標準時間	●就労時間 月 120 時間以上（休憩時間を含む） ●介護・監護 ●妊娠・出産 ●災害復旧 ●求職活動（入所3ヶ月まで）	○保育園等を利用できる時間 7：30～17：30 【上記時間内で1日あたり最長11時間】
保育短時間	●就労時間 月 48 時間以上、月 120 時間未満（休憩時間を含む）※1 ●育児休業取得時の継続利用 ●求職活動（入所3ヶ月後から）※2	○保育園等を利用できる時間 ※3 7：30～15：30 【上記時間内で1日あたり最長8時間】

- ※1 保育短時間に該当する就労（月 48 時間以上、月 120 時間未満）のうち
 ○1日の就労等に係る時間が6時間以上（休憩時間を含む）を常態としている
 ○勤務時間、通勤時間を含めて保育短時間の時間帯（7：30～15：30）を超える場合



この場合は、標準時間になる場合があります。

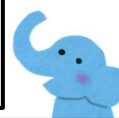
- ※2 入所3ヶ月後、求職活動で継続利用の場合は、保育短時間に切り替わります。
 ※3 常時、帰りの迎えが16時を超える場合は、標準時間に移行となる場合があります。

2. 保育利用時間変更申請について

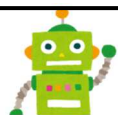
※保育利用時間の変更（切替）については、原則月単位となります。
 ※月途中での保育利用時間の変更はできません。

【保育利用時間変更申請方法】

- ① 保育利用時間を変更したい月の前月の20日（休日の場合は翌開庁日）までに、尾鷲市福祉保健センターへ来庁し、教育・保育給付認定変更申請書と就労証明書等を提出して頂きます。
- ② 申請の翌月から、保育利用時間に変更となります。



※保育利用時間変更申請の際には、認定要件が変更となることを証明する書類（求職活動⇒就労の場合は就労証明書）の提出が必要となりますが、勤務開始以降でない就労証明書が発行されない等の理由により、申請時に証明書類を提出できない場合であっても、利用時間の変更申請をすることができます。（ただし、変更申請をしてから1ヶ月以内に提出する必要があります）



認定こども園、保育園等利用案内 Q&A

入所申込みについて



Q1. 申込みはいつでもできますか？

A

受付は、開庁時間中（8：30～17：15 ※土日祝、年末年始を除く）に福祉保健課 子育て支援係（尾鷲市福祉保健センター2階）の窓口で行っています。郵送も可能です。

Q2. 申込みをすれば必ず利用できますか？

A

申込み者が多い場合は、利用調整（選考）となります。尾鷲市全体で0～2歳児の乳児を中心として申請者が多く、利用調整（選考）により入園できないケースもあります。

Q3. 求職中でも申込みできますか？

A

可能です。ただし、ハローワークで受付票を取得して窓口までお持ちください。また、入園後3ヶ月以内に就労（月48時間以上、（1日3時間以上かつ月16日以上）を開始し、就労証明書を必ず提出してください。

Q4. 出産前でも申込みできますか？

A

申込み可能です。母子手帳にて出産（分娩）予定日を確認します。生後4ヶ月以上で入所可能となっています。出産後にお名前、お誕生日等について改めて届出をしてください。

Q5. 年度途中で児童が1歳に達したら、1歳児クラスに申込みできますか？

A

保育園等のクラス分けは、年度当初（4月1日）の月齢で区分しています。年度当初0歳の児童は、当該年度中は0歳児クラスの申込みとなります。

Q6. 申込みする前に見学はできますか？

A

可能です。その場合、見学希望の保育園等に許可をとって見学していただきます。また、「ちびっこひろば」では、親子教室や園庭開放なども随時行っています。詳細や参加希望の方は希望の保育園等までお問い合わせください。

Q7. 市外の保育園等に申込みをしたい場合は？（広域入所制度）

A

尾鷲市外への保育園等に利用申込みをしたい場合には、尾鷲市を通じての申込みとなります。ただし、希望先の市区町村によって必要書類、締切等異なりますので、あらかじめ利用希望の市区町村にご確認のうえ申込みをお願いします。





申込み書類の記入、入所選考について

Q8. 希望施設は全て記入しなければならないのですか？



A 第三希望までの施設を必ずご記入お願いします。なお、希望のあった全ての施設に入園の意思があるものとして、利用調整を行います。

Q9. きょうだいで申込みする場合、書類は人数分必要ですか？



A きょうだいで入所申込みの場合には、児童の人数分、必要となります。
※ただし、就労証明書は、1部のみ準備で結構です。

Q10. 複数の保育園等に希望を出した場合、どのように利用調整されますか？
また、第1希望のみ希望した場合には、優先されますか？



A 利用調整は保育園等ごとに行います。希望した保育園等の中で複数入所が可能となった場合には、最上位の希望保育園等で内定とします。また、利用調整について、第1希望のみ記入された方とその他の希望保育園等を記入した方とで、利用調整上の優劣はありません。

Q11. 利用調整は、申込みが早いほうが優先されますか？また入所保留期間が長い方が、優先されますか？



A 利用調整はすべて、基準に基づいて行います。
先着順ではないですが、入所希望の方は、お早めに書類を提出してください。

Q12. 内定を辞退すると、どんな手続きが必要ですか？



A 利用調整の結果、内定となった方が、保育園等の利用を希望しないとなった場合は、福祉保健課まで必ず連絡をして下さい。また、内定を辞退し、再度、他の保育園等の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。（原則、翌月からの利用調整の対象となります）

保育料について

Q13. 保育料はいくらですか？いつ頃決まりますか？



A 8月までは世帯の前年度の市民税額、9月以降は当年度の市民税額に基づき保育料を決定します。5ページに尾鷲市利用者負担額表を記載していますので、参考にしてください。正式な保育料は、4月以降に通知いたします。

Q14. ひとり親家庭の保育料は無料ですか？



A 保育料は市民税額により決定するので、無料とは限りません。ひとり親の保護者の方の収入によっては、同居している親族（祖父母等）の方の書類等を提出いただく場合があります。

Q15. 保育料の振込先の口座は、変更できますか？



A 変更可能です。変更したい口座の通帳かキャッシュカードと印鑑をお持ちになって、福祉保健課の窓口までお越しください。（受付できない銀行もあります）



入園後について

Q16. ならし保育（短縮保育）はどのくらいかかりますか？



入園後、数日程度実施します。状況によって長くなる場合もあります。こどもの年齢や保育園等ごとに実施期間や内容は異なります。

Q17. 保育園等は完全給食ですか？



0歳児～2歳児クラスは、主食・副食ともに完全給食です。ただし、3歳児クラスからは、どの保育園等でも副食は提供されますが、主食については、ご家庭により持参して頂いています。※とちのもり保育園は、主食の提供があります。

Q18. 児童にアレルギー等がある場合、何か相談や手続きが必要ですか？



除去食等の対応が必要な場合がありますので、入所申込み時や、入園説明会等で必ず保育園等に申し出てください。※医師の意見書が必要です。

Q19. 入園後に下の子を出産し育児休業を取得する場合には、上の子は退園しなければならないのですか？



下の子のための育児休業を取得する場合、上の子がすでに保育園等を利用している場合、尾鷲市においては、入園継続を認めています。また、保育時間は、短時間保育になります。

Q20. 保育園等の送迎は親族が行ってもよいのですか？



保育園等の送迎は原則、保護者の方がお願いします。保護者が迎えに行けない場合などについては、保育園等に連絡を入れたうえで、親族の方が迎えに行く等、調整をお願いします。（送迎については、保育園等ごとにルールがありますので、ご確認をお願いします）

Q21. 市内で転居をして住所が変わりました。保育園等で何か手続きは必要ですか？



住所が変更した場合など、福祉保健課の窓口にて住所が変更した旨の書類を記入していただきます。



保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

	保育を必要とする事由	保育標準時間 （1日あたり最長11時間）	保育短時間 （1日あたり最長8時間）
1	就労	月120時間以上の就労	月120時間未満の就労
2	妊娠・出産	○	—
3	疾病・障がい	申請内容により判断	
4	介護・看護	申請内容により判断	
5	災害復旧	○	—
6	求職活動	入所3ヶ月まで	入所3ヶ月後、継続利用する場合
7	就学	月120時間以上の就学	月120時間未満の就学
8	虐待・DV	○	—
9	育休	—	○
10	市長が認める前各号に類する状態	申請内容により判断	

クラス年齢（令和9年度）

クラス年齢	生年月日	
5歳児	R3.4.2～R4.4.1	2021.4.2～2022.4.1
4歳児	R4.4.2～R5.4.1	2022.4.2～2023.4.1
3歳児	R5.4.2～R6.4.1	2023.4.2～2024.4.1
2歳児	R6.4.2～R7.4.1	2024.4.2～2025.4.1
1歳児	R7.4.2～R8.4.1	2025.4.2～2026.4.1
0歳児	R8.4.2～	2026.4.2～

このような場合は、届出が必要となります。福祉保健課までお越しください。

- ❖ 氏名または住所を変更した。
- ❖ 保育料の指定口座を解約した。もしくは口座を変更したい。
- ❖ 利用時間を変更したい。
- ❖ 父母が離婚をした。もしくは結婚をした。
- ❖ 退園したい。

※届出によって、お持ちいただく物もあります（通帳・マイナンバー等）。
お越しいただく前に、ご連絡ください。



尾鷲市 福祉保健課
子育て支援係
（尾鷲市福祉保健センター2 階）
☎ 0597-23-8202
Fax 0597-23-3875